

# 関東・東北豪雨で 被害を受けた方へ

このたびの関東・東北豪雨で被害を受けた皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

国、県および市から、被害を受けた方に対し、各種税金などの納付期限の延長や納付の猶予などについて、次のとおりお知らせいたします。

## 関東信越国税局・税務署からお知らせ

- 災害により被害を受けた方につきまして、国の税金について納税や請求などを期限までにできないときは、所轄の税務署長への申請により、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。
- (1) 申告や納税などの期限延長
  - (2) 納税の猶予
  - (3) 予定納税の減額
  - (4) 所得税の軽減免除など
  - (5) 相続税・贈与税の軽減・免除
  - (6) 源泉所得税の徴収猶予または還付
  - (7) 災害などによる消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例
- 詳しくは、関東信越国税局ホームページをご覧ください。

くばみらい市所轄税務署の土浦税務署へお問い合わせください。

また、災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除または災害減免法の適用を受けることができます。

詳しくは土浦税務署までお問い合わせください。

なお、この申告を行う場合は、市役所ではできませんのでご注意ください。

### 【問い合わせ】

○ 関東信越国税局ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/>

○ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100（自動音声対応）

## 一県税事務所からお知らせ

災害により被害を受けた方につきまして、県の税金について申請により次のような救済措置を受けることができる場合があります。

- (1) 災害により住宅や家財などに被害を受けた方の減免：個人事業税、不動産取得税、自動車税

### 【問い合わせ】

土浦県税事務所 ☎ 029-822-7205

## 一市税などに関するお知らせ

災害により被害を受けた方につきまして、一時的に市の税金などを納めることができない

などの場合、申請することにより、徴収の猶予という救済措置を受けられる場合があります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

○ 伊奈庁舎収納課 ☎ 58-2111（内線 1141、1143）

▼ 対象：固定資産税、市民税、国民健康保険税

○ 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58-2111（内線 1187）

▼ 対象：後期高齢者医療保険料

○ 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 58-2111（内線 1173）

▼ 対象：介護保険料

## あたたかいご支援を ありがとうございました

当市では鬼怒川の決壊以降、常総市からの避難者受け入れおよび支援を行ってまいりましたが、10月10日をもちまして常総市に避難者を移送し、当市の最後の避難所であった総合運動公園体育館避難所を閉鎖いたしました。

昼夜を問わずご尽力くださった多くのボランティアの皆さまをはじめとして、市内外を問わず多方面から人的・物的支援をご提供いただいたことは、避難所運営の大きな力となり、多くの絆が生まれました。このことに対し、あらためまして深く感謝申し上げます。

また、被災者への義援金ならびに当市へのご寄附・お見舞金をお寄せいただいた皆さまに対し、厚く御礼申し上げます。

つくばみらい市長 片庭 正雄



避難所を訪れ、避難者を励ます片庭市長